

京都市建築法令実務ハンドブック 法改正等に伴う読み替え表

項目	場所	旧	新	理由
総2-2	解釈(5)	<p>(5) <u>婦人保護施設</u>： <u>売春防止法第36条</u> に規定されている施設</p> <p>(以下表) <u>婦人保護施設</u></p> <p><u>要保護女子(性行又は 環境に照らして売春 を行うおそれのある 女子)を収容保護する 施設</u></p>	<p>(5) <u>女性自立支援施設</u>：<u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条</u>に規定されている施設</p> <p>(以下表) <u>女性自立支援施設</u></p> <p><u>配偶者からの暴力や 家庭環境の破綻、生活 の困窮など様々な事 情により日常生活又 は社会生活を営む えで困難な問題を抱 えている女性を保護 する施設</u></p>	<p>売春防止法第36条の削除及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第5条の改正(R6)</p>
集2-4	例示1	<u>婦人保護施設</u>	<u>女性自立支援施設</u>	
単7-3	<p>解釈の表</p> <p>解説の注</p>	平成12年建告第1436号第4号 <u>三</u>	平成12年建告第1436号第4号 <u>ハ</u>	平成12年建告第1436号の改正に伴う京都市告示の改正(R6)
単8-1	解釈2本文	令第126条の4第2号	令第126条の4第 <u>1項</u> 第2号	建築基準法施行令第126条の4の改正(R6)
	解釈3本文	令第126条の4第4号	令第126条の4第 <u>1項</u> 第4号	